

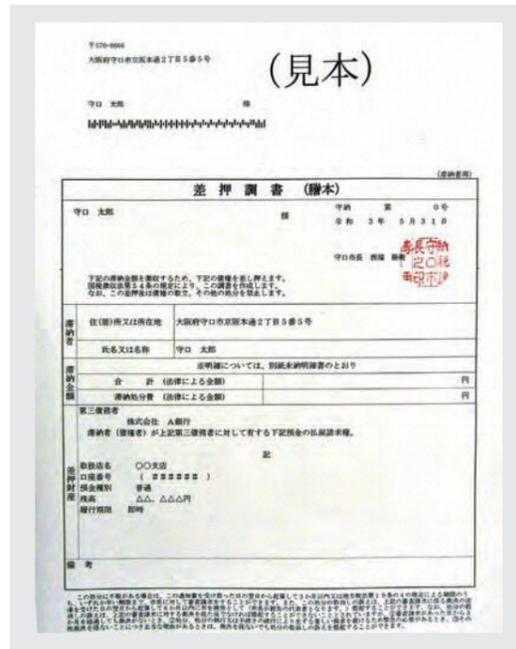
差し押さえとは？

市税に滞納があった場合、徴税吏員(納税課職員)は国税徴収法に基づき、滞納者の財産を調査、捜索できる権限を有しています。このため、滞納者の取引先金融機関や勤務先に対して、預金状況や給与などについての調査を行うことができます。

さらに、地方税法第331条等には、徴税吏員は「滞納者の財産を差し押さえなければならない」と明記されています。このため、調査の結果、滞納者に預金や生命保険、給与、不動産等の財産を保有していることが判明した場合、徴税吏員はその財産の差し押さえを実施しなければなりません。

また、こうした財産調査や差し押さえは、裁判所の令状を必要としません。徴税吏員自らが執行できる、いわゆる「自力執行権」として法律で認められています。これは「納税」が憲法で定められた「国民の義務」であるということにも由来します。

徴税吏員は、こうした強い権限を駆使し滞納整理にあたり、市財政の根幹を支える市税収入の確保に努めています。



差し押さ文書

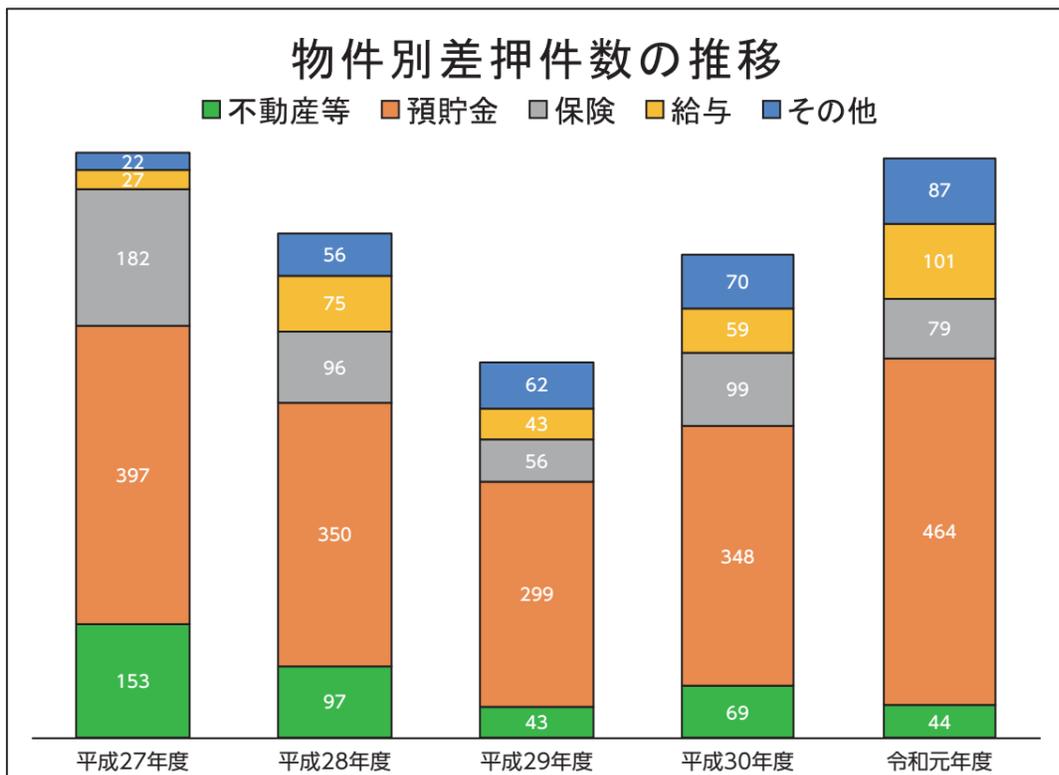
滞納処分の流れ



※納期限の約1カ月後に発送

物件別差押件数の推移

■不動産等 ■預貯金 ■保険 ■給与 ■その他



滞納はあかんで！

問納税課 TEL 06-6992-1852~1854



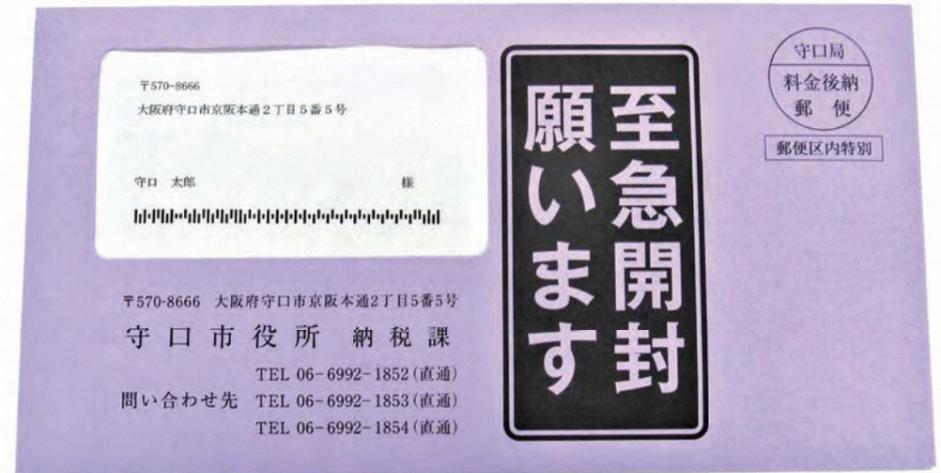
市税の納付漏れはありますか？

毎年5月から市税の新年度分の新規課税が始まります。前年度分の納付漏れはありますか？市税は、納期限内に納付しなければなりません。守口市では9割以上の方が納期限内に市税を納付し、それらを財源にさまざまな市民サービスを行っています。滞納はそうした人との公平性を欠くこととなります。

また、滞納を長期間放置していると、本税のほかに延滞金や督促手数料も納付しなければなりません。

納税課では、市税が滞納になっている人に対して、督促状を送付します。

それでも納付いただけない場合は、写真のような催告文書を送付することもあります。



催告文書の入った封筒

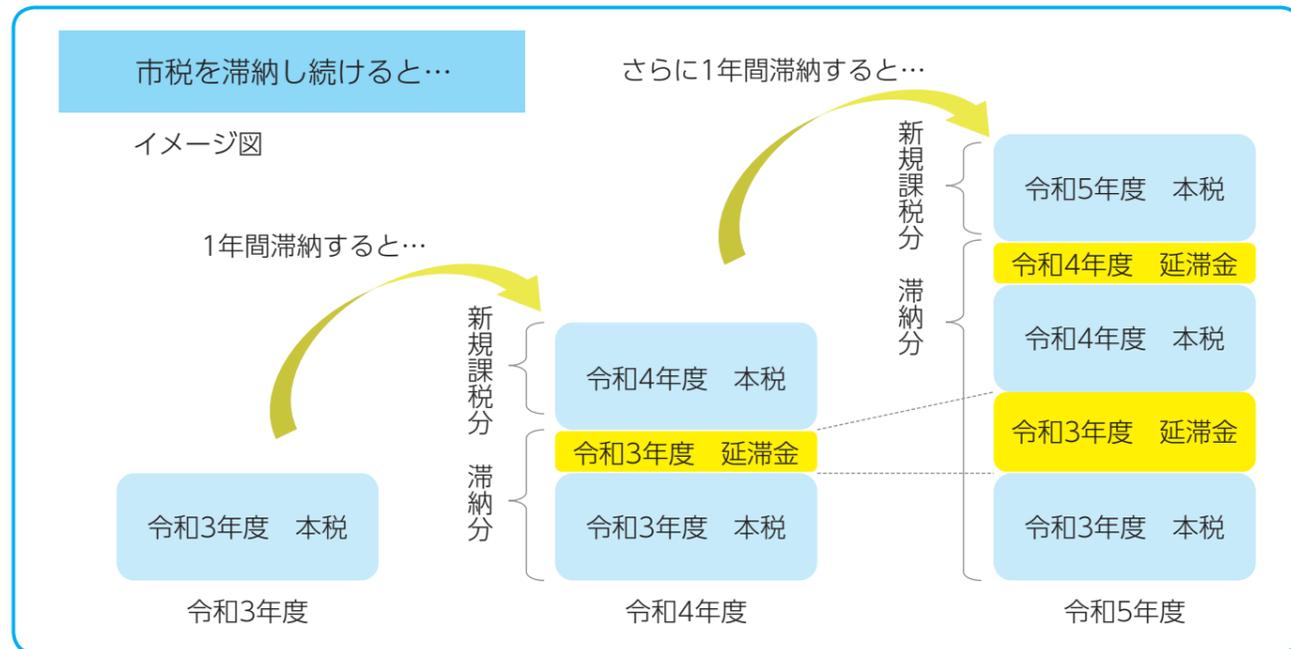
税目別納期限カレンダー

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
軽自動車税	全期 ※通知発送							
固定資産税・都市計画税	1期 ※通知発送		2期		3期		4期	
普通徴収 市府民税		1期 ※通知発送		2期		3期		4期

※12月は25日 その他の月は末日

滞納は放置せず、まず相談を！

病気や失業などにより、市税の納付が困難なときこそ放置せずに、必ず納税課に相談してください。
 納税義務者の生活状況や収支の状況などについて聞き取りをしたうえで、分割納付などを認める場合があります。
 なお、市税は納期限内に納めていただくことが原則です。分割納付することとなった場合でも、市条例の規定により督促手数料や分割納付の期間に応じて延滞金が発生することとなります。
 納期限内に納付していただいている人との公平性の観点からも可能な限り短期間で、必ず納付いただかなければなりません。
 納付に関する相談がないまま、滞納の状態が続いたり、分割納付が不履行になっていたりする場合、納付意思がないと判断し、財産が見つかり次第滞納処分に進むこととなります。
 また、市税の納付催告に応じない一部の滞納者に対して、「大阪府域地方税徴収機構」への引継予告書を送付します。
 引継予告書を送付しても完納に至らなかった事案につきましては、同機構へ引き継いだ後、滞納処分を前提とした滞納整理を行います。
 市税を滞納している人は、決して放置せず、早期の納付、納税課へのご連絡をお願いします。



マメ知識

令和3年中の延滞金の率は
年8.8%
 市中銀行の利率と比べても、非常に高い率となっています。

参考

100万円を預けた場合の3月1日時点の金利

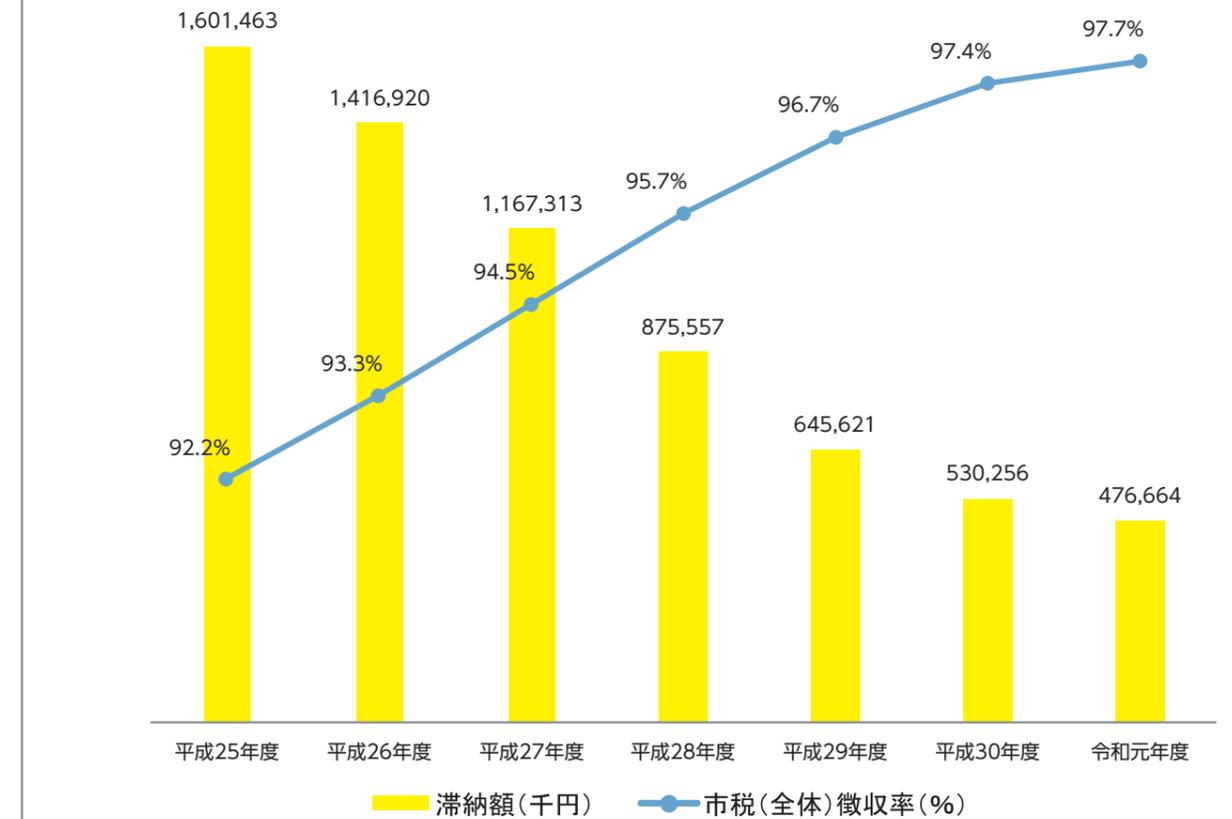
大手市中銀行利率(年) 定期預金 0.002%

ネット銀行利率(年) 定期預金 0.01~0.25%

口座振替が安全・確実・便利です。

市税の納付は口座振替が、安全・確実・便利です。口座振替だと一度登録すれば、金融機関などへ出向く必要もなく、ついつい納付を忘れてしまうこともありません。毎年、市税の納税通知書を送付する際に「預金口座振替依頼書」を同封していますので、利用する金融機関に依頼書を提出してください。
 また、口座振替は納税課の窓口でも登録が可能です。金融機関のキャッシュカードと運転免許証など本人確認のできるものを持参してください。
 さらに、口座振替以外にも「PayPay」や「LINE Pay」などスマートフォンの決済アプリを利用して、いつでもどこでも市税の納付ができるサービスを昨年度より導入しています。口座振替、スマホ決済サービスの利用について、詳しくは市のホームページを確認してください。

市税徴収率と滞納額の推移



徴収実績と滞納の現状

令和元年度の本市の市税収入は221億2662万1000円で、徴収率は97.7%です。収入額そのものは、その年の経済情勢などの影響により増減がありますが、徴収率は平成25年度の92.2%から、以降上昇傾向を維持し続け5.5ポイントの改善を見えています。
 また、徴収率の改善に伴い、滞納額(収入未済額：当該年度で収入を予定していたものの収納されなかった金額)も、平成25年度の16億146万3000円から令和元年度は4億7666万4000円と、11億円以上も改善されました。市ではこの間、滞納をなくすため、差押を前提とした厳格な滞納整理をはじめ、コールセンターの設置や大阪府域地方税徴収機構への参加などさまざまな取り組みを実施しました。こうした取り組みが着実に成果として表れてきています。
 しかしながら、現状で4億円以上の滞納があるのも事実です。納税課では、今後もさらなる徴収率の向上と滞納の削減を目指し、滞納整理事務の取り組みを進めていきます。

大阪府域地方税徴収機構とは

地方税の滞納整理を強く推進し、かつ参加団体の税務職員の徴収技術の向上を図ることを目的として平成27年4月に大阪府および府内27市町で設立された組織。守口市は設立当初から参加し、令和3年度は大阪府および府内37市町村で構成されています。
 設立以後、滞納処分を前提とした滞納整理を行うことで、非常に高い徴収実績をあげており、守口市は本年度も引き続き同機構へ参加してまいります。